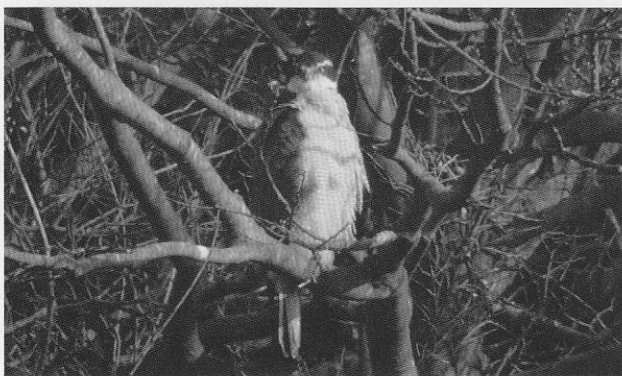


『ついにオオタカ、希少種解除』 (代表 遠藤孝一)

9月21日、オオタカが種の保存法「国内希少野生動植物種」(希少種)から解除されました。本来は喜ぶべきなのでしょうが、課題が多く素直に喜べないのは、私だけではないでしょう。

7月3日～8月4日までのパブリックコメントから1か月も経たない8月23日、中央環境審議会・野生生物小委員会が開催され、オオタカの種の希少種の指定解除が了承されました。これを受けて9月21日、指定が解除されたのです。

本会や日本野鳥の会、日本自然保護協会などは、オオタカの生息状況から見ると解除は妥当であるが、開発や環境アセスメント時に、「猛禽類保護の進め方」(ガイドライン)に基づき一定の生息環境の保全がなされてきたのは、オオタカが希少種に指定されていたからであり、これらが今後も機能する仕組みがないまま解除するのは時期尚早という理由から、解除に反対してきました。今回のパブコメでも、そうした意見が多かったにもかかわらず、有効な対応策がとられないまま解除が強行されました。今後里山地域での乱開発が助長されることが懸念されます。本会としては、今後もガイドラインが順守されるように監視するとともに、里山環境を保全する新たな制度を整備するように関係機関に働きかけていきます。



一方、鳥獣保護管理法でオオタカを販売禁止鳥獣、輸入を規制する鳥獣、特定輸入鳥獣に追加指定することによって、輸出入や学術研究などを目的としない販売や飼育は規制されます。また、国の「鳥獣保護管理の基本指針」も一部改正され、「オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める」、「原則鳥獣の管理目的での捕獲を認めない」などの文言が追加されました。これらによって、捕獲・流通・輸出入については、一定の対応策がとられたと評価できます。今後は、指針に基づいて、都道府県の「鳥獣保護管理事業計画」も改正されることから、これらの方針がきちんと反

映されるように、各地の日本野鳥の会の支部や各地に在住する本会会員は都道府県に働きかけていただきたいと思います。

また、環境省は生息状況のモニタリングを実施し、生息数の減少が確認されれば再指定も検討するとしています。すでに本会では、全国数か所に調査エリアを設定してオオタカやサシバのモニタリングを行っているので、個体数の減少や生息状況の悪化の兆しがある場合は、その結果をもとにすみやかに再指定するように国に要請することも必要です。

【オオタカ希少種解除までの経緯】

時期	内容
平成18年	環境省レッドリストにて準絶滅危惧種にランクダウン
平成24年	環境省レッドリストにて準絶滅危惧種に選定
平成25年5月	中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会にて解除の検討了承
平成25年6月	指定解除の検討に関するパブリックコメント募集
平成25年7月	中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会にパブコメ結果を報告
平成25年10月	「オオタカ問題シンポジウムーオオタカをどうするか」開催
平成26年3月	「東京オオタカシンポジウム～首都圏のオオタカの実態を知る～」開催
平成26年7月	オオタカ生息状況に関する追加のアンケート調査実施
平成26年10月	シンポジウム「オオタカー希少種解除の課題ー」の実施
平成26年11月	中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会にて指定解除の方針合意
平成28年1月	オオタカ指定解除に関する意見交換会(仙台会場)の実施
平成28年2月	オオタカ指定解除に関する意見交換会(大阪会場)の実施
平成28年3月	オオタカ指定解除に関する意見交換会(東京会場)の実施
平成29年5月	中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会にて指定解除を了承
平成29年7月	指定解除に関するパブリックコメント募集
平成29年8月	「種の保存法の法律施行令の一部を改正する政令」閣議決定
平成29年9月	オオタカの指定解除決定

環境省ホームページより作成